避難情報の発令判断・伝達マニュアル

令和6年3月

登 別 市

○ はじめに

内閣府(防災担当)が公表している「避難情報に関するガイドライン」では、「避難行動」は、数分前から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であると定義しており、市民は「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要であるとしている。

本マニュアルは、このガイドラインに基づき作成しており、対象とする災害は、洪水災害、土砂災害、 高潮災害、津波災害に伴う避難を扱うものであり、今後においても適切な時期に見直しを行っていくこ ととする。

○ 本マニュアルで使用する用語は、次による。

表記	説明		
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者		
	(災害対策基本法第8条第2項第15)		
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者		
	が利用する施設		
	(水防法第15条第4項ロ、津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項、		
	土砂災害防止法第8条第4項)		
立退き避難	災害リスクがあると考えられる区域等の居住者等が、命が犯されるおそれ		
	のある自宅・施設等のある場を離れ、対象とする災害から安全な場所の指定		
	緊急避難場所等に移動すること。「立退き避難」は、避難行動の基本である。		
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある区域等の高齢者等が危険な場所から避難する		
	べき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し、発令する情		
	報。高齢者等は、危険な場所から避難する必要がある。		
	(災害対策基本法第56条)		
避難指示	災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が危険な場所から避難すべ		
	き状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に		
	対し、発令される情報。居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。		
	(災害対策基本法第60条第1項)		
緊急安全確保措置	災害が発生又は切迫(災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋		
	然性が高い状況)しており、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急		
	避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況		
	において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心		
	とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容する		
	よう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住		
	者等に対し発令される情報。		
	ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必		
	ず把握できるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令され		
	る情報ではない。居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保		
	する必要がある。 (災害対策基本法第60条第3項)		
	(火方刈水茶平伝界00米牙3以)		

表記	説明
屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマッ
	プ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留
	まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保することであり、居住
	者等が自らの判断でとり得る行動である。
	ただし、自宅・施設等が家屋倒壊氾濫想定区域に存していないこと、浸水
	しない居室があること及び一定期間浸水することにより生じる支障(水、食
	料等の確保及び電気、ガス、水道、トイレ等の使用)を許容できることなど
	の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要が
	ある。

<目次>

第1	編 洪水災害	
1	避難情報の発令対象とする洪水等	
2	避難情報の発令対象区域	
3	避難情報の発令を判断するための情報3	,
4	河川の水位と発表される洪水予報等4	:
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 5	
6	避難情報の発令基準	
7	避難情報の解除基準16	3
8	協力・助言を求めることのできる機関16	3
9	避難情報の伝達方法17	7
10	避難情報の伝達文18	3
参	考資料:主要水位・雨量観測所一覧21	1
第2	編 土砂災害	
1	避難情報の発令対象とする土砂災害23	
2	避難情報の発令対象区域24	1
3	具体的な区域設定の考え方24	1
4	避難情報の発令を判断するための情報25	5
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動27	7
6	避難情報の発令基準28	3
7	避難情報の解除基準29	
8	協力・助言を求めることのできる機関29	
9	避難情報の伝達方法30	
10	避難情報の伝達文3]	L
参	考資料1:土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧34	1
参	考資料2:土砂災害の前兆現象について38	3
第3	編 高潮災害	
1	避難情報の発令対象とする高潮災害39)
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域39)
3	避難情報の発令を判断するための情報40)
4	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動41	L
5	避難情報の発令基準42	
6	避難情報の解除基準43	3
7	協力・助言を求めることのできる機関43	
8	避難情報の伝達方法44	
9	避難情報の伝達文48	5

第4編 津波災害

1	避難指示の発令対象とする津波災害49
2	避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域49
3	避難指示の発令対象となる人50
4	避難指示の発令を判断するための情報
5	避難指示の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動51
6	避難指示の発令基準
7	避難指示の解除基準
8	協力・助言を求めることのできる機関52
9	避難指示の伝達方法
10	避難指示の伝達文

第1編【洪水災害】

1 避難情報の発令対象とする洪水等

<対象(立退き避難が必要な災害の事象)>

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の 流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
 - *具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を指定しており、屋内安全確保の適否判断に資するものである。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水 想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
 - * 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への 立ち入り等にも留意が必要である。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

<避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件>

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定 される場合
- 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間(住宅地下室、地下街、地下鉄等)について、その利用形態と浸水想定から、その 居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

≪水位周知河川≫

水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象 区域を設定する。

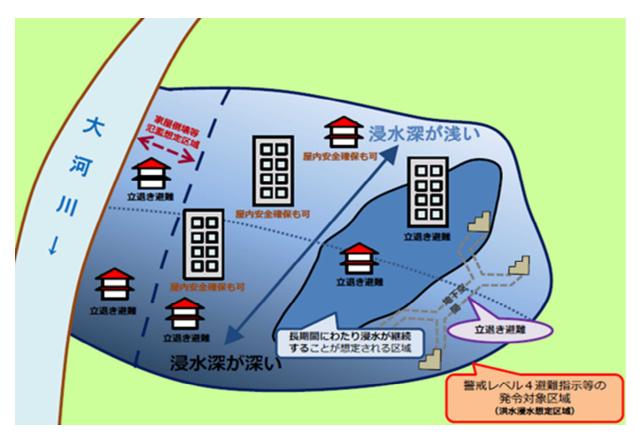
洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、 溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、あらかじめ洪水規模別 (計画規模、想定最大規模)に浸水が想定される区域を河川事務所等から入手し、ハザードマップを作 成する。

≪その他河川等≫

その他河川等については、水防法に基づき公表されている想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水 想定区域図を基本に、避難情報の発令対象区域を設定する。

なお、この洪水浸水想定区域図は、河川断面などの詳細な調査をしていない簡便な手法によって作成されているため、浸水範囲や浸水深などは概略で示されており、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性がある。

したがって、それぞれの河川特性や過去の浸水状況等を考慮し、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン(第2版)(平成30年12月)を活用して区域設定を行う。



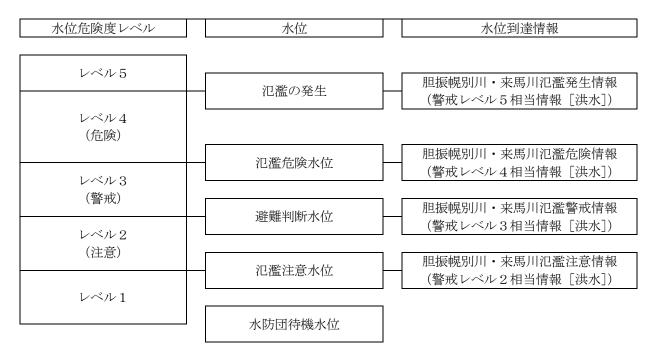
(避難情報の発令対象区域のイメージ)

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合 に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるお それがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起 こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫ ≪気象庁ホームページ≫
水位到達情報 (河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川(流域面積が小さく洪水予報を 行う時間的余裕がない河川)について「現況」 の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ https://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ https://city.river.go.jp/
水位到達情報 (下水道)	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び 周知する下水道として指定された下水道にお いて、所定の水位に到達した場合、到達情報等 が発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪北海道防災ポータル≫
流域雨量指数の 6時間先までの 予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル (大 雨警報(浸水害)の 危険度分布)	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的 分布情報。1km四方の領域(メッシュ)毎に、 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高ま りを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル (洪 水警報の危険度分 布)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及び その他河川の洪水害発生の危険度の高まりを 表す面的分布情報。河川流域に降った雨による 洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定し た結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨(解析雨 量・降水短時間予 報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【水位周知河川の場合】



※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意 水位 (レベル2水位)、避難判断水位 (レベル3水位) への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるもの ではない。

○情報の名称等

■水位

水位	内容
氾濫注意水位	水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪
【レベル2水位】	水による災害の発生を警戒すべき水位
避難判断水位	警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居
【レベル3水位】	住者等への注意喚起となる水位
氾濫危険水位	警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当
【レベル4水位】	の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■水位到達情報の発表

水位到達情報	内容
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])	・氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])	・氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])	・避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])	・氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行 動
	災害対策基本法第56条第2項	危険な場所から高齢者等は避難
	 市町村長は、住民その他関係のある公私	 ・高齢者等(避難を完了させるのに時間を
	 の団体に対し、予想される災害の事態及び	 要する在宅又は施設利用者の高齢者及び
	これに対してとるべき避難のための立退	 障がいのある人等、及びその人の避難を支
	きの準備その他の措置について、必要な通	援する者)は危険な場所から避難(立退き
	知又は警告をすることができる。	避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル3】	2 市町村長は、前項の規定により必要な	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等
高齢者等避難	通知又は警告をするに当たっては、要配慮	の外出を控えるなど普段の行動を見合わ
	者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確	せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的
	保が図られるよう必要な情報の提供その	に避難するタイミングである。例えば、急
	他必要な配慮をするものとする。	激な水位上昇のおそれがある中小河川沿
		いや浸水しやすい局地的に低い土地の居
		住者等は、このタイミングで自主的に避難
		することが望ましい。
	災害対策基本法第60条第1項	危険な場所から全員避難
	市町村長は、災害が発生し、又は発生す	・危険な場所から全員避難(立退き避難又
	るおそれがある場合において、人の生命又	は屋内安全確保)する。
【警戒レベル4】	は身体を災害から保護し、その他災害の拡	
避難指示	大を防止するため特に必要があると認め	
	るときは、必要と認める地域の必要と認め	
	る居住者等に対し、避難のための立退きを	
	指示することができる。	
	災害対策基本法第60条第3項	命の危険、直ちに安全確保
	市町村長は、災害が発生し、又はまさに	・指定緊急避難場所等への立退き避難する
	発生しようとしている場合において、避難	ことがかえって危険である場合、緊急安全
	のための立退きを行うことによりかえっ	確保する。
	て人の生命又は身体に危険が及ぶおそれ	ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動
【警戒レベル5】	があり、かつ、事態に照らし緊急を要する	を安全にとることができるとは限らず、ま
緊急安全確保	と認めるときは、必要と認める地域の必要	た本行動をとったとしても身の安全を確
	と認める居住者等に対し、高所への移動、	保できるとは限らない。
	近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に	
	面する開口部から離れた場所での待避そ	
	の他の緊急に安全を確保するための措置	
	(以下「緊急安全確保措置」という。)を指	
	示することができる。	

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の 状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

※各河川及び水位観測所は、参考資料:主要水位・雨量観測所一覧のとおり

(1) 胆振幌別川 (幌別ダムの下流) ≪水位周知河川≫

		LI A LA
F /	基準	対象区域
区分	(次のいずれかに該当した場合に発令)	(浸水想定区域図を
	1 阳扫帽田田の大片組御記(本垣接)の大片が「時難を除て大片(1 22.0)	基本)
	1 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、避難判断水位(レベル3)	【計画規模】 中央町1~6丁目
	である1.93mに到達した場合 2 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫注意水位(レベル2)	中央町 I ~ 6 ၂ 目 常盤町 5 丁目
	2 胆振幌別川の水位観測所(米価橋)の水位か、氾濫注息水位(レヘル2) である1.76mを超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な	吊盛町5၂日 富士町1~4・6丁
	である1.70mを超えた状態で、次の①~⑤のパッタルがにより、忌傲なー 水位上昇のおそれがある場合	│ 畠 上叫 1~4・0) │ 目
	①上流の水位計(小平岸橋)の水位が急激に上昇している場合	中 柏木町1・4丁目
【警戒レベル3】	②胆振幌別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」が出現	新川町1~4丁目
高齢者等避難	した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)	緑町1~4丁目
	③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合	桜木町1~6丁目
	3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	片倉町3~6丁目
	4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前	
	線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕	【想定最大規模】
	刻時点で発令)	千歳町1丁目
	1 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4)	幌別町1・3・5丁目
	である2.22mに到達した場合	中央町1~7丁目
	2 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、避難判断水位(レベル3)	常盤町1・2・4・5
	である1.93mを超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な	丁目
	水位上昇のおそれがある場合	富士町1~7丁目 柏木町1・2・4丁目
	①上流の水位計(小平岸橋)の水位が急激に上昇している場合 ②胆振幌別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が	柏木町 1・2・4 丁目 新川町 1 ~ 4 丁目
	出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超	緑町1~4丁目
	過する場合)	桜木町1~6丁目
	③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合	片倉町2~6丁目
【警戒レベル4】	3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	大和町1丁目
避難指示	4 幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場	若山町1丁目
	合	
	5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や	※本河川の両河岸
	台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻	は、「家屋倒壊等氾濫
	時点で発令)	想定区域(河岸侵
	6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等	食)」とされており、
	が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される	洪水時に河岸が浸食
	場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後	された場合、家屋の
	速やかに発令)	倒壊・流出等の危険 性があるため、早め
	※夜間・未明であっても、発令基準1~4に該当する場合は、躊躇なく避難 指示を発令する。	性があるため、早め の立退き避難が必要
	(災害が切迫)	な区域です。
	(火音が90년) 1 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫開始相当水位である	<u>о</u>
	3. 15mに到達した場合	
	2 胆振幌別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到	
	達した場合)	
	3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそ	
	れが高まった場合	
	4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停	
	止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定す	
	3.)	
	(災害発生を確認) 5. 担防の決壊の拡大・淡水が発生した担合(水は団等からの起生により押提	
	5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握 できた場合)	
	くさ <i>に物口</i>	

(2) 胆振幌別川(幌別ダムの上流)≪その他河川等≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①胆振幌別川(幌別ダムの上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	鉱山町
【警戒レベル4】 避難指示	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①胆振幌別川(幌別ダムの上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 胆振幌別川(幌別ダムの上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(3) 来馬川(新登喜和橋(道道728号線)の下流)≪水位周知河川≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 来馬川の水位観測所(相生橋)の水位が、避難判断水位(レベル3)である3.51mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所(相生橋)の水位が、氾濫注意水位(レベル2)である3.01mを超えた状態で、次の①~②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	「(1) 胆振幌別川≪ 水位周知河川≫」と 同様
【警戒レベル4】 避難指示	1 来馬川の水位観測所(相生橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4)である3.70mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所(相生橋)の水位が、避難判断水位(レベル3)である3.51mを超えた状態で、次の①~②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合)②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 来馬川の水位観測所(相生橋)の水位が、氾濫開始相当水位である 5.38mに到達した場合 2 来馬川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が 出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のお それが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(4) 来馬川 (新登喜和橋 (道道728号線) の上流) ≪その他河川等≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①~②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川(新登喜和橋の上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	柏木町5丁目常盤町6丁目
【警戒レベル4】 避難指示	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①~②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川(新登喜和橋の上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 来馬川(新登喜和橋の上流)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(5) 登別川≪その他河川等≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫注意水位である7.80 mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①登別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	【想定最大規模】 登別本町1~3丁目 登別東町1~5丁目 登別港町1・2丁目 中登別町(紀文台地 区) カルルス町
【警戒レベル4】 避難指示	1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位である8.68 mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①登別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 登別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(6) クスリサンベツ川≪その他河川等≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、観測開始水位である -2.61mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇 のおそれがある場合 ①クスリサンベツ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒 (赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数 が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う 前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)	登別温泉町
【 警戒レベル4 】 避難指示	1 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、危険水位である -0.60mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇 のおそれがある場合 ①クスリサンベツ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒 (紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数 が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線 や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕 刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風 等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想され る場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表 後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難 指示を発令する。	
【 警戒 レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、氾濫開始水位である 0.00mに到達した場合 2 クスリサンベツ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 5 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(7) ポンアヨロ川≪その他河川等≫

	基準	対象区域
区 分	左 年 (次のいずれかに該当した場合に発令)	(浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、観測開始水位である -2.63mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇 のおそれがある場合 ①ポンアヨロ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」 (警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況 又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う 前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)	登別東町3~5丁目中登別町
【警戒レベル4】 避難指示	1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位である-0.60 mに到達し、次の①〜②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①ポンアヨロ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(紫)」 (警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(タ刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1〜2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、氾濫開始水位である 0.00mに到達した場合 2 ポンアヨロ川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 5 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(8) 鷲別川・上鷲別富岸川≪その他河川等≫

	++ >4.	対象区域
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	(浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 鷲別川の水位観測所(上鷲別橋)の水位が、氾濫注意水位である 2.35mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①鷲別川又は上鷲別富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ②鷲別川又は上鷲別富岸川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	鷲別町1~6丁目 美園町1~6丁目 若草町1~4丁目 岩町1・3丁目 新生町1・3丁目
【警戒レベル4】 遊難指示	1 鷲別川の水位観測所(上鷲別橋)の水位が、氾濫危険水位である 3.00mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①鷲別川又は上鷲別富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②鷲別川又は上鷲別富岸川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(タ刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 鷲別川又は上鷲別富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(9) 富岸川・西富岸川≪その他河川等≫

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 富岸川の水位観測所(富穂橋)の水位が、氾濫注意水位である4.92 mに、又は西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位である-1.54mに達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①富岸川又は西富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	富岸町1~3丁目 若山町3・4丁目 岩町1~4丁目 若草町1~4丁目 新生町1~4丁目 大和町2丁目 美園町2丁目 葉別町3~6丁目 富岸町
【警戒レベル4】 避難指示	1 富岸川の水位観測所(富穂橋)の水位が、氾濫危険水位である 5.61mに、又は西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位である-0.60mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①富岸川又は西富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 富岸川又は西富岸川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

(10) 岡志別川≪その他河川等≫

	~ C V / 回切 / 川 寺 //	対象区域
区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を 基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫注意水位である12.89mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①岡志別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	幌別町7・8丁目 千歳町2・4~6丁 目 千歳町
【警戒レベル4】 遊難指示	1 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位である13.49mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①岡志別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準1~2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【 警戒レベル5 】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 岡志別川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一 区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等 を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

≪水位周知河川≫

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

≪その他河川等≫

当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降 傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水 位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)		助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台	[0143-22-4249]	・気象の警報等に関すること。
	[0143-22-0002]	
室蘭開発建設部		・国管理河川施設に関すること。
・防災課	[0143-25-7052]	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
		・保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局室蘭舜	建 設管理部	・道管理河川施設に関すること。
• 治水課	[0143-24-9544]	・保有するリアルタイムの情報に関すること。
・維持管理課	[0143-24-9542]	
• 登別出張所	[0143-85-2311]	
胆振総合振興局地域創生部		・災害情報及び被害情報に関すること。
• 危機対策室	[0143-24-9570]	・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	ſ	云達手段	伝達先
総務部	北海道防災情報シス	TV放送	視聴者
総務グループ	テムへの入力 (災害情報共有シス	ラジオ放送	聴取者
	テム (Lアラート) 経 由でマスメディアへ 情報提供)	エリアメール (docomo) 緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMびゅー(割り込み	(au、softbank、Rakuten) 松泽)	聴取者
	防災行政無線(同報系		住民等
	X (旧:ツイッター)	,	PCユーザー等
	登録制メール(登別市	防災メール)	事前登録者
総務部	電話等 ホームページ、Facebo	ook、LINE	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令 連合町内会 PCユーザー等
秘書広報グループ	·		
市民生活部市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部	電話等		要配慮者利用施設(※)
教育委員会			
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

[※] 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

- (1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(防災行政無線・広報車など)
 - 緊急放送!緊急放送!
 - こちらは登別市です。
 - ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれがあるため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
 - ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間 がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
 - ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。(※1)
 - ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に 避難してください。
 - ・ 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある 方は、自主的に避難してください。
 - なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4 「避難指示」を発令しました。
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人 宅等に避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。(※1)
- ・ ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい 高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。(※2)
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ●●川が増水し既に堤防を越え氾濫しているおそれがあります!
- ●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所 に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ ●●川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒 レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所 に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。
- ※1 この呼びかけを行うにあたっては、次の①~③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全 確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。
 - ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
 - ②自宅・施設等に浸水しない居室があること。
 - ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障(水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可)を許容できること。
- ※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。
- ※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが 考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

【広報車で広報を行う際の留意事項】

- ・ ハザードランプを点灯させ道路左側を低速(時速5キロ~10キロ)で走行しながら実施する。 主要な箇所で停車して広報を行うことも有効である。
- ・ 伝達文例を読み上げる際は、焦らずにゆっくりと読み上げると聞こえやすい。
- ・ 道路の陥没や、マンホールなど二次災害の危険性もあるため冠水した道路の走行や、泥濘でスタックする危険性もあるため道路状況の確認を充分に行う。

(4)【警戒レベル3】高齢者等避難の緊急速報メールの文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メール など)

登別市:警戒レベル3高齢者等避難

●●/●● ●●:●● 高齢者等避難発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:●●川氾濫のおそれ

備考:上記対象地域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、

避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認

ください。

(5)【警戒レベル4】避難指示の緊急速報メールの文例(緊急速報メール·Lアラート·登録制メールなど)

登別市:警戒レベル4避難指示

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:●●川氾濫のおそれ

備考: 上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。<u>避難</u>場所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

- ※ _______線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。
- (6)【警戒レベル5】緊急安全確保の緊急速報メールの文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル5緊急安全確保

●●/●● ●●:●● 緊急安全確保発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:●●川氾濫のおそれ(又は発生)

備考:上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料:主要水位 • 雨量観測所一覧

【水位周知河川】

		水 位	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	氾濫開始	
- マカ	> 111 6	観測所	水 位	水 位	水 位	相当水位	于.思.知.训忘
小 八 六 六 六 六 十	水系名 河川名		観測開始	7.PA 1.14	在农业社	氾濫開始	雨量観測所
		設置場所	水 位	ı	危険水位	水 位	
胆振幌別川 胆振幌別川		来福橋	1.76 m	1. 93 m	2. 22 m	3. 15 m	小平岸橋
胆振幌別川	月旦10区中光月1月11	小平岸橋	−3.18 m	_	-0.60 m	0.00 m	八十月前
胆振幌別川	来馬川	相生橋	3.01 m	3.51m	3.70 m	5.38 m	相生橋
		_	_	_	_	_	作生物

【その他の二級河川】

		水 位 観 測 所	氾濫注意 水 位	避難判断水 位	氾濫危険 水 位	氾濫開始 相当水位	
水系名	河川名	水 位 計 設置場所	観測開始 水 位	_	危険水位	氾濫開始 水 位	雨量観測所
胆振幌別川	胆振幌別川	_ _	_ _	_ _	_ _	_ _	鉱山町鉱山橋付近
	登別川	登別橋	7.80 m	_ 	8.68 m	_ _	登別橋カルルス町
登別川	クスリサンベツ川	 弥生橋	-2. 61 m		-0.60 m	0.00 m	登別温泉町 五色橋
ポンアヨロ	ポンアヨロ	— —		_	—	—	
Л	Л	明星橋	−2.63 m	_	−0.60 m	0.00 m	
	鷲別川	上鷲別※	2.35 m	_	3.00 m	_	
京龙兄[[]]			Ī	_	Ī	_	
鷲別川	上鷲別富岸	美園町歩道橋**	-		1		若草町めい きょう橋
		富穂橋**	4. 92 m	_	5.61 m	_	
本 出山	富岸川	<u> </u>		_	<u> </u>		
富岸川	再合出出	_	_	_	_	_	
	西富岸川	西富岸橋**	−1.54 m	_	-0.60 m	0.00 m	
岡志別川	岡志別川	うぐいす 3号橋**	12.89 m	_	13.49 m	_	
		—	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	—	

[※] 水位観測所/水位計設置場所の欄の**印は、河川カメラ設置場所を示す。

[※] 水位観測所、水位計及び雨量観測所の所管事業者は、カルルス町の雨量観測所を除き室蘭建設管理部が所管する。

空白

第2編【土砂災害】

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

	急傾斜地の崩壊	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落
対	(がけ崩れ)	ちる現象
象	十石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し
		流される現象
		斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面
		下方に移動する現象
	地すべり	※ 危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や渓床から流出する現象
対	降灰後の土石流	※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
象		がけ崩れ、土石流などで崩れたり流されたりした大量の土砂が、川をふさ
外	河道閉塞に伴う	いで水の流れをせき止める現象
	土砂災害	※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象
	(木)官朋袋	※ 技術的に予知・予測が困難
		火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層
	山体の崩壊	風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象
		※ 技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域 を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより 様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等(土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所)を発令対象とする。

※ 本市における発令対象区域は、参考資料 1:土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧」の とおり

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)」

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を 特に整備すべき区域

[参考] 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住者等の生命又は 身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をす べき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(2) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上(火山砂防地域では2度以上)あり、土石流が発生した場合に人家や公共 施設等の被害が想定される危険区域

(3) その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布(土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害危険度情報)における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本(土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておくこと。)とし、その時の状況に応じて、周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、あらかじめ市町村をいくつかの地区に分割し設定しておき、その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令する。

この地区分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム(https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/)

① 土砂災害警戒情報の発表内容現在の発表状況と過去の発表履歴を表示

② 十砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒 (災害切迫) - 実況で大雨特別警報 (土砂災害)

- プロイン 「警戒レベル5相当情報「十砂災害」」 基準超過

紫(危険) - 実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】基準超過

赤 (警戒) - 実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害)

【警戒レベル3相当情報 [土砂災害]】基準超過 -実況又は2時間後までの予想で大雨注意報

【警戒レベル2相当情報「土砂災害]】基準超過

③ 降雨情報

黄 (注意)

降雨の状況を1kmメッシュで表示。

④ 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)

2時間先までの土砂災害の危険度を1km メッシュで表示したもの。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒 (災害切迫) - 実況で大雨特別警報(土砂災害)

【警戒レベル5相当情報[土砂災害]】基準超過

紫(危険) - 実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】基準超過

赤 (警戒) -実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害)

【警戒レベル3相当情報「十砂災害]】 基準超過

黄(注意) - 実況又は2時間後までの予想で大雨注意報

【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼び	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》
		かける対象となる災害として、注意	https://www.bousai-hokkaido.jp/
		報文の本文に、土砂災害、浸水害のい	《気象庁ホームページ》
		ずれか又は両方が記載されている。	https://www.jma.go.jp/jma/
		警戒レベル2	
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるお	
		それがある場合に発表される。警戒	
		を呼びかける対象となる災害に応	
		じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警	
		報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、	
		浸水害)」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるお	
		それが著しく大きい場合に発表され	
		る。警戒を呼びかける対象となる災	
		害に応じ、「大雨特別警報(土砂災	
		害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨 特別警報(土砂災害、浸水害)」とい	
		特別書報(工砂火音、使水音)」とい う名称で発表される。	
土砂キキクル	気象庁	1km 四方の領域(メッシュ)毎に、	《気象庁ホームページ》
(大雨警報(土	X(3X/)	土砂災害の危険度を5段階に判定し	
砂災害)の危険		た結果を表示したもの。	
度分布)		TOMBURG SATISFIES	
土砂災害危険度	北海道	1km及び5kmメッシュ毎の土砂災害	《北海道土砂災害警戒情報システム》
情報	·	発生危険度や危険度の推移がわかる	
		スネーク曲線等の情報を公開	
土砂災害の危険	気象庁及	気象庁が提供する「土砂キキクル(大	《気象庁ホームページ》
度分布	び北海道	雨警報(土砂災害)の危険度分布)」	《北海道土砂災害警戒情報システム》
		と北海道が提供する「土砂災害危険	
		度情報」を総称した情報	
土砂災害警戒情	気象庁と	大雨警報 (土砂災害) が発表されてい	《北海道土砂災害警戒情報システム》
報	北海道の	る状況で、土砂災害発生の危険度が	《北海道防災情報システム》
	共同	更に高まったときに発表される。	《北海道防災ポータル》
			《気象庁ホームページ》

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行 動	
	災害対策基本法第56条第2項	危険な場所から高齢者等は避難	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私 の団体に対し、予想される災害の事態及び これに対してとるべき避難のための立退 きの準備その他の措置について、必要な通 知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な 通知又は警告するに当たっては、要配慮者 に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保 が図られるよう必要な情報の提供その他 必要な配慮をするものとする。	・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険	
		性がある区域の居住者等は、このタイミン グで自主的に避難することが望ましい。	
	災害対策基本法第60条第1項	危険な場所から全員避難	
【警戒レベル4】	市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	
避難指示	大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。		
	災害対策基本法第60条第3項	命の危険、直ちに安全確保	
【 警戒 レベル5】 緊急安全確保	市町村長は、災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場合において、避難 のための立退きを行うことによりかえつ て人の生命又は身体に危険が及ぶおそれ があり、かつ、事態に照らし緊急を要する と認めるときは、必要と認める地域の必要 と認める居住者等に対し、高所への移動、 近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に 面する開口部から離れた場所での待避そ の他の緊急に安全を確保するための措置 (以下「緊急安全確保措置」という。)を指 示することができる。	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

, ., .,		
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル3相当情報[土砂災害]) が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害]) となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報(以下「土砂災害危険度情報」という。)において「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒 区域・危険箇所等
	3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災 害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂 災害]) が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベ ル4相当情報[土砂災害]) となった場合	土砂災害危険度情報において「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるよう な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間〜翌日早朝 に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点 で発令)	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災 害警戒区域・危険箇所等
	4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)	
	5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の 濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合	当該前兆現象(参考資料2を参照)が発見された箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場
	※夜間・未明であっても、発令基準例1~2又は5に 該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示 を発令する。	合を含む。)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害])が発表された場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫 (黒)」となったメッシュと重なる土砂災害 警戒区域・危険箇所等
	2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒 レベル 5 相当情報[土砂災害]) となった場合	
	(災害発生を確認) 3 土砂災害が発生した場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関と の情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生してい ないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。(具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合)
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)		助言を求めることができる事項	
室蘭地方気象台	[0143-22-4249]	・気象、土砂災害等に関すること。	
	[0143-22-0002]		
室蘭開発建設部		・直轄砂防施設に関すること。	
・防災課	[0143-25-7052]	・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。	
・治水課	[0143-25-7045]	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。	
		・保有するリアルタイムの情報に関すること。	
胆振総合振興局室蘭建設管理部		・土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。	
・治水課	[0143-24-9544]	・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。	
・維持管理課	[0143-24-9542]	・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。	
• 登別出張所	[0143-85-2311]	・保有するリアルタイムの情報に関すること。	
胆振総合振興局地域創生部		・災害情報及び被害情報に関すること。	
危機対策室	【0143-24-9570】	・避難対策に関すること。	

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報シス	TV放送	視聴者
総務グループ	テムへの入力 (災害情報共有シス	ラジオ放送	聴取者
	テム (Lアラート) 経 由でマスメディアへ 情報提供)	エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMびゅー (割り込み		聴取者
	防災行政無線(同報系		住民等
	X (旧:ツイッター)		PCユーザー等
	登録制メール(登別市	: 防災メール)	事前登録者
	電話等		胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71 戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令
総務部	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
秘書広報グループ			
市民生活部	電話等		連合町内会
市民協働グループ			
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部	電話等		登別国際観光コンベンション
観光振興グループ			協会
			登別温泉旅館組合
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

[※] 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

- (1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(防災行政無線・広報車など)
 - 緊急放送!緊急放送!
 - こちらは登別市です。
 - ・ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域(※1) に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
 - ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともの、必要に応じ、自主 的に避難してください。
 - ・ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的 に避難してください。
 - ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

- · 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●町、●●町、・・・・の土砂災害警戒区域(※ 1) に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知 人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内 の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。(※2)
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

(土砂災害発生が切迫している状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 登別市に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況にあるため、●●町、●●町、・・・・の土砂災害警戒区域(※1)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に 移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(土砂災害発生を確認した状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ ●●町●●丁目で土砂災害が発生したため、●●町、●●町、・・・・の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に 移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。
- ※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある○○町に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することとが考えられる。
- ※2 警戒レベル5「緊急安全確保」発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

〈留意事項〉

- ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。
- 土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。
- ・ 渓流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物 (鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難することを心がける。
- ・ 警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達する。
- (4)【警戒レベル3】高齢者等避難の文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル3「高齢者等避難」

●●/●● ●●:●● 高齢者等避難発令

対象地域:●●町、●●町、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由: 土砂災害発生のおそれ

備考:上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方 やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細はテ レビ・ラジオ等でご確認ください。

(5)【警戒レベル4】避難指示の文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル4「避難指示」

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:●●町、●●町、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由: 土砂災害発生のおそれ

備考:上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ _______線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6)【警戒レベル5】緊急安全確保の文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル5「緊急安全確保」

●●/●● ●●:●● 緊急安全確保発令

対象地域:●●町、●●町、・・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由: 土砂災害発生のおそれ(又は発生)

備考:上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、

直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料1:土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

令和6年1月31日現在

箇所番号	箇 所 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I -3-24-1664	登別カルルス町1	0	0	有	カルルス町
I -3-25-1665	登別カルルス町2	0	0	有	カルルス町
I -3-26-1666	登別登別温泉町1	0	0	有	登別温泉町
I -3-27-1667	登別登別温泉町2	0	0	有	登別温泉町
I -3-28-1668	登別登別温泉町3	0	0	有	登別温泉町
I -3-29-1669	登別登別温泉町4	0	0	有	登別温泉町
I -3-30-1670	登別登別温泉町6	0	0	有	登別温泉町
I -3-31-1671	登別登別温泉町7	0	0	有	登別温泉町
I -3-32-1672	登別登別温泉町8	0	0	有	登別温泉町
I -3-33-1673	登別登別温泉町9	0	0	有	登別温泉町
I -3-34-1674	登別登別温泉町12	0	0	有	登別温泉町
I -3-35-1675	登別登別温泉町13	0	0	有	登別温泉町
I -3-36-1676	登別登別温泉町14	0	0	有	登別温泉町
I -3-37-1677	登別登別温泉町15	0	0	有	登別温泉町
I -3-38-1678	登別登別温泉町16	0	0	有	登別温泉町
I -3-39-1679	登別登別温泉町17	0	0	有	登別温泉町
I -3-40-1680	登別登別温泉町18	0	0	有	登別温泉町
I -3-41-1681	登別登別温泉町19	0	0	有	登別温泉町
I -3-42-1682	登別登別温泉町20	0	0	有	登別温泉町
I -3-42-1682-1	登別登別温泉町22	0	0	有	登別温泉町
I -3-43-1683	登別中登別町3	0	0	有	中登別町、登別東町4丁目
I -3-43-1683-1	登別中登別町3-1	0	0	有	中登別町、登別東町4丁目
I -3-44-1684	登別登別東町3丁目	0	0	有	登別東町3丁目、白老町虎杖浜
I -3-45-1685	登別登別本町2丁目1	0	0	有	登別本町2丁目
I -3-46-1686	登別登別本町3丁目	0	0	有	登別本町3丁目
I -3-47-1687	登別富浦町1丁目1	0	0	有	富浦町1・2丁目
I -3-48-1688	登別富浦町1丁目2	0	0	有	富浦町1丁目
I -3-49-1689	登別千歳町1	0	0	有	千歳町6丁目
I -3-50-1690	登別千歳町2	0	0	有	千歳町6丁目
I -3-51-1691	登別川上町	0	0	無	川上町
I -3-52-1692	登別常盤町4丁目1	0	0	有	常盤町4丁目
I -3-53-1693	登別常盤町4丁目2	0	0	有	常盤町4丁目
I -3-54-1694	登別柏木町3丁目	0	0	有	柏木町3丁目
I -3-55-1695	登別富士町7丁目1	0		有	富士町7丁目、柏木町2丁目

箇所番号	箇 所 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I -3-56-1696	登別片倉町1丁目1	0	0	有	片倉町1・2丁目
I -3-57-1697	登別片倉町1丁目2	0	0	有	片倉町1~3・5丁目
I -3-58-1698	登別青葉町	0	0	有	青葉町
I -3-59-1699	登別新生町5丁目	0	0	有	新生町5丁目
I -3-60-1700	登別上鷲別町3	0	0	有	上鷲別町、美園町6丁目
I -3-61-1701	登別上鷲別町4	0	0	有	上鷲別町、美園町6丁目
I -3-62-1702	登別上鷲別町5	0	0	有	上鷲別町、美園町5・6丁目
I -3-63-1703	登別上鷲別町6	0	0	有	上鷲別町、若草町5丁目
I -3-64-1704	登別若草町5丁目1	0	0	有	若草町5丁目
I -3-65-1705	登別鷲別町1丁目1	0	0	有	鷲別町1丁目
I -3-66-1706	登別鷲別町1丁目2	0	0	有	鷲別町1丁目、室蘭市日の出町3丁目
I -3-516-3074	登別中登別町2	0		有	中登別町
I -3-517-3075	登別片倉町1丁目3	0	0	有	片倉町1丁目・柏木町2丁目・富士町7丁 目
I -3-518-3076	登別片倉町1丁目4	0	0	有	片倉町1丁目
I -3-519-3077	登別富岸町1丁目	0	0	有	富岸町1丁目
I -3-520-3078	登別上鷲別町1	0	0	有	上鷲別町、美園町6丁目
I -3-521-3079	登別上鷲別町2	0	0	有	上鷲別町、美園町6丁目
I -3-524-3082	登別美園町4丁目	0	0	有	美園町4・5丁目、若草町5丁目
I -3-525-3083	登別若草町5丁目2	0	0	有	若草町5丁目
II -3-72-1245	白老虎杖浜温泉(3)	0	0	有	登別東町3丁目、白老町虎杖浜
II -3-73-1246	登別登別温泉町 5	0	0	有	登別温泉町
II -3-74-1247	登別登別温泉町10	0	0	有	登別温泉町
II -3-75-1248	登別登別温泉町11	0	0	有	登別温泉町
II -3-76-1249	登別登別温泉町21	0	0	有	登別温泉町
II -3-77-1250	登別中登別町4	0	0	有	中登別町、登別本町2丁目
II -3-78-1251	登別登別港町1丁目	0	0	有	登別港町1丁目
II -3-79-1252	登別富浦町5丁目1	0	0	有	富浦町、富浦町5丁目
II -3-80-1253	登別富浦町5丁目2	0	0	有	富浦町、富浦町5丁目
II-3-348-2377	登別中登別町1	0	0	有	中登別町
II -3-348-2377-1	登別中登別町1-1	0	0	有	中登別町
II -3-348-2377-2	登別中登別町1-2	0	0	有	中登別町
II -3-348-2377-3	登別中登別町1-3	0	0	有	中登別町
Ⅲ-3-28-506	登別登別本町2丁目2	0	0	無	登別本町2丁目
Ⅲ-3-29-507	登別富士町7丁目2	0	0	無	富士町7丁目

令和6年1月31日現在

箇所番号	箇 所 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-33-1000	美園1の沢川	0	0	有	美園町6丁目、上鷲別町
I-33-1010	美園2の沢川	0	0	有	美園町6丁目,上鷲別町
I-33-1020	美園3の沢川	0	0	有	美園町5・6丁目、上鷲別町
I-33-1030	美園寺の沢川	0		有	美園町5丁目、上鷲別町
I-33-1040	若草川	0		有	美園町4丁目、若草町5丁目
I-33-1050	上鷲別沢川	0		有	若草町5丁目
I-33-1060	上鷲別左沢川	0		有	若草町5丁目、上鷲別町
I-33-1070	上鷲別左2の沢川	0		有	上鷲別町
I-33-1080	上鷲別川	0		有	上鷲別町
I-33-1100	上わしべつ川右の沢川	0	0	有	上鷲別町
I-33-1110	若草町6丁目左の沢川	0	0	有	若草町6丁目
I-33-1120	若草町6丁目の沢川	0		有	若草町4・6丁目、上鷲別町
I-33-1130	新生町5丁目左沢川	0	0	有	新生町5丁目、上鷲別町
I-33-1140	新生町5丁目の沢川	0	0	有	新生町5丁目
I-33-1150	新生町6丁目の沢川	0	0	有	新生町5丁目
I-33-1190	恵寿園の沢川	0	0	有	川上町
I-33-1230	柏木1の沢川	0	0	有	柏木町2丁目
I-33-1240	柏木3の沢川	0		有	柏木町3丁目
I-33-1250	柏木4の沢川	0		有	柏木町3丁目
I-33-1340	杉本川	0	0	有	カルルス町
I-33-1350	病院の沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1360	温泉の沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1370	登別温泉右沢川	0		有	登別温泉町
I-33-1380	温泉北の沢	0	0	有	登別温泉町
I-33-1390	温泉北の小沢	0	0	有	登別温泉町
I-33-1400	上温泉沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1410	観光道路の沢川	0		有	登別温泉町
I-33-1420	四方領沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1430	ロープウェイ沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1440	成田の沢川	0	0	有	登別温泉町
I-33-1500	神社の沢川	0	0	有	中登別町、登別東町4丁目
I-33-1510	紅葉谷寺の沢川	0	0	有	中登別町
II -33-0990	鷲別川右の沢川	0	0	有	上鷲別町
II −33−1090	上わしべつ川右1の沢川	0		有	上鷲別町
II −33−1160	西富岸2の沢川	0	0	有	上鷲別町、富岸町3丁目

渓流番号	渓 流 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
II -33-1170	工業用水地の沢川	0		有	川上町
II −33−1180	工業用水地1の沢川	0		無	川上町
II-33-1200	工場左の沢川	0		有	川上町
II-33-1220	下藤川	0		有	片倉町2・6丁目
Ⅱ-33-1260	胆振幌別川ポン来馬右の沢	0		有	柏木町5丁目
II-33-1280	岡志別川1の沢川	0		有	千歳町6丁目
II-33-1290	岡志別川2の沢川	0		有	千歳町
II-33-1300	岡志別川3の沢川	0		有	千歳町
II -33-1330	富浦川	0		有	富浦町、富浦町4・5丁目
II-33-1450	紅葉川	0	0	有	登別温泉町
II -33-1460	紅葉谷沢川	0	0	無	登別温泉町、中登別町
II -33-1470	登別川右1の沢川	0	0	有	中登別町
II -33-1480	登別川右2の沢川	0		有	中登別町
II -33-1490	東町川	0	0	有	中登別町
Ⅲ-33-001	富岸川第1沢川	0		無	富岸町
Ⅲ-33-002	富岸川第1右の沢川	0		無	富岸町
Ⅲ −33−003	富岸川第東の沢川	0	0	有	富岸町、富岸町1・3丁目
Ⅲ-33-004	工業用水地2の沢川	0		有	川上町
Ⅲ-33-005	工業用水地3の沢川	0	0	無	川上町
Ⅲ-33-006	工業用水地4の沢川	0		無	川上町
Ⅲ-33-007	工業用水地5の沢川	0		無	川上町
Ⅲ-33-008	ポン来馬左の沢川	0	0	無	来馬町
Ⅲ −33−010	来馬川左の沢川	0	0	有	来馬町
Ⅲ −33−011	来馬川右の沢川	0		無	新栄町
Ⅲ-33-014	ツツジ川	0	0	無	新栄町

【地すべり危険箇所及びこれに類する箇所】

令和6年1月31日現在

箇所番号	箇 所 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
3-1-146	来馬1の沢	0	_	無	来馬町
3-2-147	来馬2の沢	0	_	無	来馬町
3-3-148	来馬3の沢	0	_	無	来馬町
3-4-149	来馬4の沢	0	_	無	来馬町
3-5-150	来馬5の沢	0	_	無	来馬町

参考資料2:土砂災害の前兆現象

	区 分	土石流	がけ崩れ	地すべり
	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れ	がけに割れ目が見える。	・地面にひび割れができ
		だす。	・がけから小石がパラパ	る。
視		・落石が生じる。	ラと落ちる。	・地面の一部が落ち込ん
化			・斜面がはらみだす。	だり盛り上がったりす
				る。
	水	・川の水が異常に濁る。	・表面流が生じる。	・沢や井戸の水が濁る。
		・雨が降り続いているの	・がけから水が噴出する。	・斜面から水が噴き出す。
		に川の水位が下がる。	・湧水が濁りだす。	・池や沼の水かさが急減
		・土砂が流出しだす。		する。
覚	樹木	・濁水に流木が混じりだ	・樹木が傾く。	・樹木が傾く。
元		す。		
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る。
				・擁壁や電柱が傾く。
		・地鳴りがする。	・樹木の根が切れる音が	・樹木の根が切れる音が
	聴覚	・山鳴りがする。	する。	する。
		・転石のぶつかり合う音	・樹木の揺れる音がする。	
		がする。	・地鳴りがする。	
	嗅覚	・腐った土の臭いがする		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現 象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただち に避難行動をとるべき。

第3編【高潮災害】

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

<対象(立退き避難が必要な災害事象)>

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。 特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮等の発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域(対象建物)を対象とする。

高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても、同様の考え方により浸水する おそれのある区域を基本する。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃すること を想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲(海岸堤防に隣接する家屋)等
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想 定される区域(長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が 困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。)
 - 建物の地下部分
 - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
 - ・ 道路のアンダーパス部分(立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要)

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風	≪気象庁ホームページ≫
		の位置や強さ等の実況及び予想が記載さ	https://www.jma.go.jp/jma/
		れている。台風が日本に近づくに伴い、よ	
		り詳細な情報をより更新頻度を上げて提	
		供される。	
府県気象	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけ	《気象庁ホームページ》
情報		たり、警報等の発表中に現象の経過、予想、	
		防災上の留意点等を解説したりするため	
		に、管区気象台及び各地方気象台、測候所	
W. L.	t - t - 1 -	で適時発表される。	II Many III Walter to a second
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
		ある場合に発表される。	≪北海道防災ポータル≫
			https://www.bousai-hokkaido.jp/
	- A -		《気象庁ホームページ》
暴風特別	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
警報		著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災ポータル≫
中海沙女和	与	京知)ととり、巛字が打とフむフしがとフ切	≪気象庁ホームページ≫ ≪北海道防災情報システム≫
高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 (警戒レベル2)	≪北海道防災ポータル≫
		古に光衣される。 (音成レッパレン)	≪気象庁ホームページ≫
高潮警報	気象庁	■ 高潮により重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
同份言和	X(3K)]	ある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立	≪北海道防災ポータル≫
		退き避難が困難となるタイミングも考慮	≪気象庁ホームページ≫
		して発表される。	
高潮特別	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
警報	>10×3×14	著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋	≪北海道防災ポータル≫
<i>↔</i> 12		外への立退き避難が困難となるタイミン	≪気象庁ホームページ≫
		グも考慮して発表される。	7.11.2
潮位観測	気象庁	3日間(昨日・今日・明日)又は1日毎の	≪気象庁ホームページ≫
情報		潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位	≪防災情報提供センター(国土交通
		偏差)を速報的に表示したものが5分又は	省)≫
		10分毎に更新される。	https://www.mlit.go.jp/saigai/
			bosaijoho/

4 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に 求める行動
	災害対策基本法第56条第2項	危険な場所から高齢者等は避難
【警戒レベル3】 高齢者等避難	市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【 警戒レベル 5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場合において、避難 のための立退きを行うことによりかえっ て人の生命又は身体に危険が及ぶおそれ があり、かつ、事態に照らし緊急を要する と認めるときは、必要と認める地域の必要 と認める居住者等に対し、高所への移動、 近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に 面する開口部から離れた場所での待避そ の他の緊急に安全を確保するための措置 (以下「緊急安全確保措置」という。)を指 示することができる。	 命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (高潮・高波による被害 発生予想区域)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が登別市にかかると予想されている、又は台風が登別市に接近することが見込まれる場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	登別港町1・2丁目 富浦町1~3丁目 幸町2・4・6丁目 幌別町2・4・6・8 丁目 大和町1・2丁目 栄町2・4丁目 鷲別町1・6丁目
【警戒レベル4】 避難指示	1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別 警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨 を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想 される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜 間〜翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及 される場合など)(夕刻時点で発令)	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位: その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位(災害発生を確認) 4 海岸堤防等が倒壊した場合 5 異常な越波・越流が発生した場合 6 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る 行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき 行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(道	車絡先)	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台	[0143-22-4249]	・気象、地象、水象に関すること。
	[0143-22-0002]	
室蘭開発建設部		・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
• 防災課	[0143-25-7052]	・直轄施設の被害情報に関すること。
• 道路整備保全課	[0143-25-7047]	
•築港課	[0143-25-7048]	
胆振総合振興局室蘭建	設管理部	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
• 治水課	[0143-24-9544]	・直轄施設の被害情報に関すること。
•維持管理課	[0143-24-9542]	
•登別出張所	[0143-85-2311]	
胆振総合振興局地域創	生部	・災害情報及び被害情報に関すること。
• 危機対策室	[0143-24-9570]	・避難対策に関すること。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝	達手段	伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力	TV放送	視聴者
יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	(災害情報共有シス	ラジオ放送	聴取者
	テム (Lアラート) 経 由でマスメディアへ 情報提供)	エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMびゅー(割り込み)		聴取者
	防災行政無線(同報系)		住民等
	ツイッター		PCユーザー等
	登録制メール(登別市	防災メール)	事前登録者
	電話等		胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令
総務部	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
秘書広報グループ			
市民生活部	電話等		連合町内会
市民協働グループ			
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部 農林水産グループ	電話等		いぶり中央漁業協同組合
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

[※] 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者 等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

- (1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(防災行政無線・広報車など)
 - 緊急放送!緊急放送!
 - こちらは登別市です。
 - ・ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - ・ 被害発生予想区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
 - ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主 的に避難してください。
 - ・ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。(※1)
 - なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●
 - ●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 被害発生予想区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。(※2)
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。(※1)
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

(高潮氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、高潮・高波による被害発生予 想区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」 を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ●●町●●丁目で高潮氾濫が発生したため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●
 - ●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)

・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。
- ※1 今後、暴風が予想される場合に伝達する。
- ※2 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、 急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。
- ※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えらえる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル3「高齢者等避難」

●●/●● ●●:●● 高齢者等避難発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ

備考:上記対象地域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方とその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル4「避難指示」

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ

備考:上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い

場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(6)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル5「緊急安全確保」

●●/●● ●●:●● 緊急安全確保発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ(又は発生)

備考:上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

47

空

第4編【津波災害】

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき道が指定した津波災害警戒区域)において、強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップで示された津波災害警戒区域(令和3年10月北海道指定)のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域(津波災害警戒区域)
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であって も、立退き避難を考える。

《大津波警報発表時の避難対象区域》

鷲別町1~6丁目	美園町1~5丁目	栄町1~4丁目	若草町1~6丁目
新生町1~5丁目	若山町1~4丁目	富岸町1~3丁目	大和町1・2丁目
青葉町	緑町1~4丁目	桜木町1~6丁目	片倉町1~6丁目
新川町1~4丁目	中央町1~7丁目	幌別町1~8丁目	富士町1~7丁目
柏木町1~4丁目	常盤町1~5丁目	千歳町、千歳町1~6	丁目
幸町1~6丁目	新栄町	富浦町、富浦町1~5	丁目
登別港町1・2丁目	登別本町1~3丁目	登別東町1~5丁目	

(2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さ*が高いところで3mと予想される場合に想定される浸水区域。海岸堤防等がない又は 低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡 上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、 避難指示の発令対象区域は広めに設定する。原則立退き避難。

《津波警報発表時の避難対象区域》

鷲別町1~6丁目	栄町1~4丁目	大和町1・2丁目	幌別町1~8丁目
幸町1~6丁目	富浦町1~4丁目	登別港町1・2丁目	

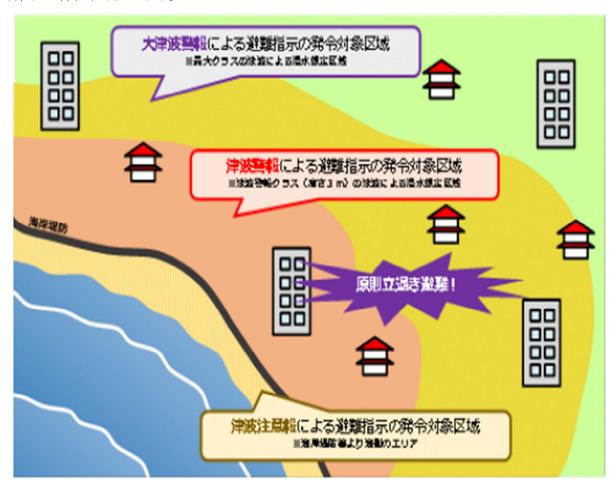
(3) 津波注意報の発表時

・ 津波の高さ*が高いところで1mと予想される場合に想定される浸水区域。基本的には海岸沿いの 海岸堤防等の海側の区域が対象となるため、避難行動の対象者は、漁業従事者や港湾区域の就業者、 海岸でのレジャー目的の滞在者等とする。

- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、 海岸堤防等がない地域については、それを考慮した避難指示の発令対象区域を設定することが必要で ある。
- ・ 海岸堤防等がない地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。 ※ 津波の高さ*: 津波がない場合の潮位(平常潮位)と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難情報の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ		
	「恋される年夜の前さの区分		定性的表現	
10m < 予想高さ		10m超		
大津波警報	5 m< 予想高さ ≦ 1 0 m	1 0 m	巨大	
	3 m< 予想高さ ≦ 5 m	5 m		
津波警報	1 m< 予想高さ ≦3 m	3 m	高い	
津波注意報	0. 2 m≦ 予想高さ ≦1 m	1 m	(表記しない)	

5 避難指示により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
	災害対策基本法第60条第1項	危険な場所から全員避難
避難指示	市町村長は、災害が発生し、又は発	・危険な場所から全員避難(立退き避難)する。
	生するおそれがある場合において、人	
	の生命又は身体を災害から保護し、そ	
四主关此1日/八	の他災害の拡大を防止するため特に	
	必要があると認めるときは、必要と認	
	める地域の必要と認める居住者等に	
	対し、避難のための立退きを指示する	
	ことができる。	

- ※ 津波災害は、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。
- ※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈 避難指示の発令基準 〉

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性が ある区域」(1)の区域
2 津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性が ある区域」(2)の区域
3 津波注意報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性が ある区域」(3)の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時 に受けることができない状況において、強い揺 れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1 分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1~3に該当する区域

- ※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。
- ※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5~2.0 mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3 割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。
- ※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の 後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容によ り必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を 基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除 され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)		助言を求めることができる事項	
室蘭地方気象台	[0143-22-4249]	・気象、津波に関すること。	
	[0143-22-0002]		
室蘭開発建設部		・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。	
・防災課	[0143-25-7052]	・直轄施設の被害情報に関すること。	
• 道路整備保全課	[0143-25-7047]		
• 築港課	[0143-25-7048]		

胆振総合振興局室蘭建設管理部		・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
・治水課	[0143-24-9544]	・直轄施設の被害情報に関すること。
・維持管理課	[0143-24-9542]	
• 登別出張所	[0143-85-2311]	
胆振総合振興局地域創生部		・災害情報及び被害情報に関すること。
• 危機対策室	[0143-24-9570]	・避難対策に関すること。

9 避難指示の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報シス	TV放送	視聴者
総務グループ	テムへの入力		
	(災害情報共有シス	ラジオ放送	聴取者
	テム (Lアラート) 経	エリアメール	
	由でマスメディアへ 情報提供)	(docomo)	市内に滞在する携帯電話保持
		緊急速報メール	者
	77.54% (#10.)77.7	(au, softbank, Rakuten)	mbm. W
	FMびゅー(割り込み)		聴取者
	防災行政無線(同報系))	住民等
	X (旧:ツイッター) 登録制メール (登別市)	はペクール)	PCユーザー等 事前登録者
	電話等	<u> </u>	型
	电前守		室蘭開発建設部
			室蘭地方気象台
			室蘭警察署
			陸上自衛隊第71戦車連隊
			陸上自衛隊幌別駐屯地司令
総務部 秘書広報グループ	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部	電話等		連合町内会(※1)
市民協働グループ			
保健福祉部	電話等		要配慮者利用施設
教育委員会			
観光経済部	電話等		いぶり中央漁業協同組合
農林水産グループ	»μη+±		か日然(2世日)。 1) (24.0)
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)(※2)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)(※2)

- ※1 各町内会で整備している防災メガホンを活用して、可能な限り避難の呼びかけを行いながら、 会員自身も避難を行う。
- ※2 広報車等による巡回広報については、危険な現場での活動となることから、原則、巡回広報は実施せず、防災行政無線等での広報のみ行う。

ただし、消防車両については、「登別市消防車両等津波避難計画」で定める広報活動として、車両の移動を最優先としながら、臨時活動拠点までの間を可能な限り広報するものとする。

なお、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波などの津波到達予想時間が比較的長い場合については、津波到達時間等の状況に応じて巡回広報を行うか否かを適宜判断する。

10 避難情報の伝達文

(1-1)【大津波警報】 J アラートの自動起動メッセージ

- ① サイレン (3秒吹鳴2秒休止×3回)
- ② 大津波警報。大津波警報。
- ③ ただちに高台に避難してください。
- ※①~③を3回繰り返し。
- こちらは登別市です。
- 下りチャイム
- ※東日本大震災クラスの場合は、「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。 ただちに高台に避難してください。」という文言になる。

(1-2) 【大津波警報】避難指示の伝達文例(2回目以降の手動で起動する場合)

- ① サイレン(3秒吹鳴2秒休止×3回)
- ② こちらは登別市です。
- ③ 大津波警報が発表されたため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。
- ④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※①~④を3回繰り返し。

(2-1)【津波警報】 Jアラートの自動起動メッセージ

- ① サイレン(5秒吹鳴6秒休止×2回)
- ② 津波警報が発表されました。
- ③ 海岸付近の方は高台に避難してください。
- ※①~③を3回繰り返し。
- · こちらは登別市です。
- 下りチャイム

(2-2) 【津波警報】避難指示の伝達文例(2回目以降の手動で起動する場合)

- ① サイレン(5秒吹鳴6秒休止×2回)
- ② こちらは登別市です。
- ③ 津波警報が発表されたため、鷲別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1~4丁目、登別港町1・2丁目に避難指示を発令しました。
- ④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※①~④を3回繰り返し

(3-1)【津波注意報】 J アラートの自動起動メッセージ

- ① サイレン (10秒吹鳴2秒休止×2回)
- ② 津波注意報が発表されました。
- ③ 海岸付近の方は注意してください。
- ※①~③を3回繰り返し。
- · こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム
- (3-2) 【津波注意報】避難指示の伝達文例(2回目以降の手動で起動する場合)
 - サイレン(10秒吹鳴2秒休止×2回)
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 津波注意報が発表されました。
 - ④ 海の中や海岸付近は危険です。
 - ⑤ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
 - ※①~⑤を3回繰り返し。
- (4)【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で 避難の必要性を認めた場合】避難指示の伝達文例(防災行政無線など)
 - ① 緊急放送!緊急放送!
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 強い揺れの地震(又は、揺れが長い地震)がありました。
 - ② 津波が発生する可能性があるため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。
 - ⑤ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなどに緊急に避難してください。
 - ※①~⑤を3回繰り返し
- (5)【大津波警報】避難指示の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、ウェブサイトなど)

登別市:避難指示

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:津波災害警戒区域

避難場所:高台避難場所や津波避難ビル

理由:大津波警報発表

備考:上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(6) 【津波警報】避難指示の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、ウェブサイトなど)

登別市:避難指示

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:鷲別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1~4丁目、登別港町1・2丁目

避難場所:高台避難場所や津波避難ビル

理由:津波警報発表

備考:上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してく

ださい。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(7) 【津波注意報】避難指示の伝達文例(登録制メール、ウェブサイト)

登別市:津波注意報

津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

(8)【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で 避難の必要性を認めた場合】避難指示の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、ウ ェブサイトなど)

登別市:避難指示

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:津波災害警戒区域

避難場所:高台避難場所や津波避難ビル

理由:強い揺れの地震(又は、揺れが長い地震)発生

備考:上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してく

ださい。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(9)【第一波到達時間、満潮時間(道のメールを参考)】(登録制メール、ウェブサイトなど)

登別市:津波到達予想時刻に関する情報

20●年●月●日●時●分

気象庁発表

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報が発表されました。

<津波到達が予想される沿岸の観測局>

白老港-満潮時刻:●月●日●時●分、予想到達時刻:●月●日●時●分

室蘭港-満潮時刻:●月●日●時●分、予想到達時刻:●月●日●時●分

(10) 【海岸から離れる定期的なアナウンス(道のメールを参考】(登録制メール、ウェブサイトなど)

登別市:津波情報

<津波注意報が発表されています>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

(11) 【津波注意報の解除(道のメールを参考)】(登録制メール、ウェブサイトなど)

登別市:津波注意報の解除

北海道太平洋沿岸西部の津波注意報が解除されました。

今後もしばらく海面変動が続くと思われますので、釣り等を行う際は注意してください。